

第五回 參議院農林委員會會議錄第二十七號

昭和二十四年五月三十日(月曜日)午後一時十一分開会

本日の會議に付した事件

○家畜商法案(衆議院提出)

○酪農振興臨時措置法案(衆議院送付)

○委員長(補見義男君) それでは只今から農林委員會を開会いたします。

本日は最初に衆議院の小笠原八十美君外十五名の御提案にかかります。家畜商法案を議題にいたします。最初に提案者の小笠原八十美君からその提案理由を伺うことにいたします。

○衆議院議員(小笠原八十美君) 只今議題と相成りました私他十五名提出にかかります家畜商法案につきまして提案理由の概要を御説明申し上げます。

從來家畜商の取締に關する法制としては、昭和十六年に施行された家畜取締規則があつたが、新憲法の施行に伴い、昭和二十二年法律第七十二号をもって、同年末日をもつて失効し、その後の家畜商取締は、各都道府縣においてそれぞれ、區々に條例による試験免許制度や登録制度、届出制度等の方法による取締が行われている都道府縣があるとともに、放任状態にある都道府縣も多い現況である。かような状況の下では、一方においては、家畜商取締制度の無統一によつて、廣汎な區域を地盤とする家畜商營業に多大な支障を生じ、ひいては家畜取引の円滑なる運営を期し難く、又他方においては、全く放任の状態にある結果家畜商に家畜取引の担当者としての資質、特に、家畜衛生に關する関心や知識に欠くるものがある。これがため、家畜の傳染性疾患の予防制度の見地から遺憾の点が多いのであります。

又家畜取引に重要な役割を演ずる家畜商の品位の向上を図り、公正な家畜取引を実現するためには、家畜商に一定の制度を具備する必要があるものであります。

以上のような、現行家畜商取締制度の無統一による欠陥を是正し、且つ、家畜の傳染性疾患の予防制度のために寄與する効果的な措置を講じ、併せて、家畜取引の担当者の品位の向上に資する見地から、次のような骨子をもちつて家畜商法案を提案する次第であります。

先ず第一に、家畜商たるの資格要件については、欠格要件に該当しない者は、すべて免許を受けることができるものとし、従つて、家畜商にならうとする者は、欠格要件に該当しない限り、千円を越えない範圍内で、省令の定める手数料を納めて、住所地の都道府縣知事の免許を受けることとなる。

欠格要件についても、禁治産者、準禁治産者を除いては、もつぱら家畜衛生の見地から、この法律又は家畜傳染予防法に違反し、罰金以上の刑に処せられて一ヶ年を経過しない者、又は免許の取消を受けてから一ヶ年を経過しない者に対してのみ免許を與えないこととし、都道府縣知事のいわゆる自由裁

量による免許制をとつていないのであります。

第二に、家畜商の營業の取締りにつ

いては、都道府縣知事に家畜商の免許の取消及び業務の停止をなし得るものとしておりますが、その取消を爲し得る場合は特に制限されており、實際に免許の取消又は業務停止の処分をする際にも、家畜商に聴聞し、それに対し家畜商が意見を述べ、及び証拠を提出する機会を與えているのであります。

その他家畜商の業務の取締りの必要及びこれと取引をする者を保護する必要上二、三の補足的規定を設けているのであります。

以上述べた事項を骨子とした法律案を提出した次第でありまして、何とぞ速やかに御審議の上可決せられんことを御願ひいたします。

○委員長(補見義男君) 尙この際申上げますが、参考のために只今提案理由の中にありました昭和十六年の農林省令家畜商取締規則と、それから各府縣における取締の状況として家畜商に關する調査資料をお手許に配付して置きましたので、それを御覽置きたいと存じます。

尙この際予備審査として付託されております酪農振興臨時措置法案の提案理由を便宜伺つて置きたいと思ひますから御聴取を願ひます。この法案は同じく衆議院の小笠原政信君外十名の議員の方々の御提案でありまして、現在衆議院において審査中に属するものであります。本日提案者を代表し

て野原正勝君がその提案趣旨の御説明に參つておられますので、この際伺うことにいたします。

○衆議院議員(野原正勝君) 只今提案の酪農振興臨時措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

戰後我が國農業の近代的民主化を確保するため農地改革及び農業協同組合組織等の日本農業における生産の基本条件の合理化及びその協同化の諸般の措置が講ぜられたことは御承知のとおりであります。然るに、農村の實情に眼を轉じたとき、我々はその理想と現実との余りにも隔離しているを覺えるものであります。

即ち農村の現実は、農地改革による經營の零細化による小農經營の經濟的脆弱性が、漸次露呈され、農業經濟は主として漸次その弾力性を喪失し、その貧困さを増して來ている状況であります。かかる現象は、何に起因するかと申すならば、農地改革によつて創設された零細な自作農に対する政府の新情勢に即應した新しい農業經營政策の貧困と農業經營を無視した不合理な主要食糧生産物の供出制度の強行とに因ることも尠くないのであります。我々の誠

に寒心にたえざるところであります。今や單一爲替レートの設定、經濟九原則の實行等によりまして我が國の經濟が自立化が強く要請せられて秋に當り、我が國經濟の再建の基礎たる我が國の農業經營の安定とその総合的生産力の増強を図り、世界農業との競

争場裡においてその獨立性を確保する要今日より大なるは無しと考へるものであります。

かかる観点から致しまして、主要食糧の生産及び供出との合理的調整を図りつつ飼料の自給力を増強することによつて酪農業を振興することは土地の高度利用、労働生産性の増進等による農業の綜合生産力の増大とその經營の安定を期し、延いては近代的文化農村の建設に最も有力な一手段と考へるのであります。

尙特に酪農業の振興を我々がこにとり上げんとする理由は、右の農業經營の見地のみならず現下の食糧事情よりいたしまして、牛乳及び乳製品の所要量を確保することが、從來の濃粉質食糧の量の確保を主とした食糧政策を、動物性蛋白質を加味することによりまして質的向上を図るという所謂綜合食糧政策に轉換することにより國民の食生活の改善と特に今後我が國を背負つて立つ乳幼児の主食を確保してその地位の向上に資し、健全なる民主的文化國家の実を遂げる要を痛感するからであります。

然るに酪農業の現状は、生産面においては、尙依然として飼料事情が窮屈であつてその經營は極めて不安定であり、今後の見通しとしても單一爲替レートの設定により、配給飼料の價格の二、三倍の騰貴を予想せられ、尙輸入数量においても必ずしもその必要量が予想通り輸入するの保証も期せられ難い状況であり今にして適切な施策を

講ぜずんば我が國酪農の將來は誠に憂心すべきものがあると考えるのであります。

ここにおきまして、本法案は、飼料の確保を主眼として適切な措置を講じ酪農を安定せしめ牛乳及び乳製品の計画的生産を確保することを目的として

右のような次第から本法案を提案いたしましたのであります。

尚、次に本法案の要点について申し上げますならば、第一に酪農経営の安定を図るための基本問題として自給飼料、特に飼料園を設定することにしたのであります。即ちその狙いは主要食糧農産物の生産及び供出との合理的調整を図つて、公正且つ計画的に原料牛乳の生産数量に應じて飼料園を確保する措置を講じて、酪農経営の基礎を確立せんとするのであります。このためには先ず酪農地域を指定し、当該地域の生産者の酪農経営の実態から原料牛乳の生産計画の提出を求め市町村長、都道府県知事がそれ／＼当該市町村、都道府県の生産計画を作り、農林大臣が酪農審議会の意見を聴き且つ食糧需給状況、飼料事情牛乳及び乳製品の需要状況等を勘案して、原料牛乳の生産計画を決定するのであります。

右の決定された生産計画の実施方法といたしましては、これを主要食糧と並んで農業計画に織込み知事、市町村長、生産者の順に食糧確保臨時措置法における主食と同様な方式で指示するのであります。これによつて酪農家に

としましては、從來のごとき米麦のみを主眼とした農業計画による経営の不合理が是正され、その酪農経営の実態に即した総合的な米麦及び牛乳の生産

及び供出数量の割当と、それに必要な肥料等の生産資材の割当を受け特に飼料作物の自家生産を認められその供出は免除され酪農の安定が期せられることになるのであります。飼料園の設定に即應じて指定酪農地域から生産される牛乳乳製品は供出され、乳幼児病弱者等必需方面に優先的に配給されることになるのであります。その供出は一見して強化されるように見えますが、その数量と云い、その実体と云い、從來も亦現在も事実上は供出されておるのであります。供出関係は從來と殆んど変らない見込であります。即ち從來と雖も事実上は供出でありまして、而も飼料園の考慮恩恵がなかつたので酪農民はその経営に困難をしていたのであります。それを今回の法律で正式に供出の義務は認めると同時に飼料園の設置を確保するという建前にいたし酪農経営の安定を図ろうとするのであります。

更に酪農民にかかる義務を課することによつて、その生産した原料牛乳を買受けるれん粉乳製造業者との取扱関係を合理的ならしめ酪農民を保護する見地から、原料牛乳の取引事項の届出制を実施し、不当なものについては、その変更を命じ得ることとし、又その農業計画で指示された数量の牛乳についてはれん粉乳の製造業者等これを拒み得ないこととし、且つ農業協同組合等の生産者団体の団体協約による賣り渡しの促進の方途をも併せて講ずる等、酪農民の利益を擁護することによつて、酪農経営の安定を図つてゐるのであります。

更に生産計画の設定に當つてはその生産を確保するために必要な奨励施設

を講ずることとし、或いは報奨物資の配給、資金の特別の融通輸送の優先取扱等、國家として、米麦と同様特別な措置を講ずることにして、生産計画の遂行を助成することになつておるのであります。

第二は、れん粉乳製造業者に対する措置としましては、先ずその登録制を実施して、一定の基準を定め不良業者の跳梁を阻止する措置を講じたのであります。又指定地域から集乳した原料牛乳については、れん粉乳等の用途以外に使用することを制限し、且つその製品は物調法に基づく配給規則によつて定める指定機関への譲渡の義務を課し、牛乳及び乳製品がルートに流れるようにいたしましたのであります。

第三は本法施行に必要な重要事項を調査審議するために、主として民間の知識経験者に集まつて頂き、酪農審議会を設け、生産計画の決定、れん粉乳製造業者の登録の基準等を公正且つ民主的に決定する措置を講じたのであります。

以上が本法案の主なる内容であります。何とぞ慎重御審議の上会期切迫の折柄でもありますが、速かに可決せられんことをお願いいたしまして、提案趣旨の説明を終ります。

○委員長(補見義男君) 速記を中止して下さい。

(速記中止)

○委員長(補見義男君) 速記を始めて下さい。それでは只今の酪農法の法案の修正をせられてその上で正式に本院に廻されるのでありますから、その修正の点についてこの際併せて便宜御説明を伺つて置いた方がよいと思

ますから、それを伺います。

○衆議院議員(坂本清君) 衆議院の農林委員会におきましては、只今上程になつております酪農振興措置法案につきましまして、審査をいたしましたのであります。審査を終結いたしましたので、今日午前中採決をいたしましたのであります。その際私から修正案を提出いたしましたのであります。この際この点を併せて御説明を申し上げて置きたいと存じます。修正をいたしましたのは、

原案の第八條を次のように改める。(生産計画の実施)「第八條 前條第一項の規定により生産計画及びその実施に關し必要な事項が決定されたときは、これらの実施に關しては、食糧確保臨時措置法の農業計画及びその実施に關する規定の例による。」

第九條中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項中第一項「を前項に改める。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。

以上が修正案でございます。本法案におきましては、第二條から第七條までの規定により、原料牛乳の生産計画を定め、第八條において右の生産計画は、食糧確保臨時措置法の農業計画に移されることとなつておりました。原料牛乳の生産計画の実施は、食糧確保臨時措置法の規定に所要の改正を加えて、主要食糧農産物と同一方式によつて行われることになつておりますが、

主要食糧農産物と原料牛乳との性格の差異に鑑みまして、食糧確保臨時措置法による主要食糧農産物の農業計画の例によつて行ない、実施上適切な措置を講ずることが酪農振興を図る上に妥当であると考えます。従いまして原

料牛乳の生産計画の実施につきましては、本法案そのものの規定によること

が妥当であると認められますので、第八條を修正して原料牛乳の生産計画の実施についての規定を定めようとするものであります。又食糧確保臨時措置法に牛乳関係を追加しておる箇所、即ち第九條第二項及び附則の第四項を削除しようとするものであります。

以上が修正に對します趣旨でございます。

○委員長(補見義男君) それでは只今から家畜商法案について御質疑がございしますればお始めを頂きたいと思

は別といたしまして、家畜商の向上につきまして、消極的な方面は大体よろしいと思ひます。例えば欠格條件だとか、或いは聴聞会だとかという制度がございしますからよくなつておると思ひますが、この提案の理由にありま

る家畜取引の担当者として資質、特に家畜衛生に關する関心や知識が乏しいので、これらを向上すると同時に品位の向上を図る、こういうふうになつておりますが、これは誠に結構なことであり、ますが、こういうことを法案に載せることはどうかと思ひます。が、この事項につきまして行政措置として十分に準備がしてありませんと、

一方が欠けることになりまして、行政措置として農林省の方でこれに對する具体的な計画が立てられておるかというところをお尋ねしたいと考えております。

○政府委員(山根東明君) 衆議院からの提出理由にもありましたように、從來の家畜商が全くフリーに放任されて

おつたのであります。新しいこの規則によりまして、都道府縣知事の免許制度にした理由は、お話のように家畜の資質を統一し、高めるという趣旨があるわけでありまして、このためにはこの法案が通過いたしますれば、私共といひましたも、從來は家畜商が家畜行政についてはいわば殆んど手をつけていなかった点を改めまして、各種の講習会等の形において家畜商の品位なり資質を高めることに、私共としてもその途を取つて行かなければならぬといふつもりであります。

○大島農夫雄君 家畜商法の十二條の一号です。ここに「第十條の規定に違反して、家畜商でなく家畜の取引の業務を営んだ者」とあるものであります。これが、これから見ると、一回でもそういう業務をやつた者は結局処罰されるというふうに見えるのですが、絶対に禁止されている規定になつてゐるのうに見えぬのですが、これはどうなんですか。

○政府委員(山根東明君) 家畜の取引の業務を営んだという字句の解釈になりますと、これは法律の字句の解釈としては、たま／＼一回限りやつた者はこれに該当しない。反復継続的にやるというふうなことになるのだらうと思ひます。

○大島農夫雄君 それならば、こういふややつこしい文句じゃなくして、家畜取引を業とした者とか何とか、こういふふうにしたらどうですか。

○政府委員(山根東明君) 家畜取引を業とした者という書き方と同様に解釈されると思ひます。

○大島農夫雄君 ところが私達にはそうそうふうに解釈できないのです。取引の業務といふ一つでも業務なんです。業務を営んだ者というよりも、業とした者というふうにしたくないと聞きます。それで必ず引つ掛つて来る。一回でも必ず家畜商にされたり何かするのです。そういう例が今まで沢山あるのです。だから業とする者とか何とかいふとまずいのです。

○衆議院議員(坂本實君) 只今の御質問であります。家畜の取引の業務を営んではないという精神は、これは営業としてやつておるという意味でありまして、常識的にのおのずから判断ができるものであると考えておるのであります。

○大島農夫雄君 今までこういう法令があつて、ただ一回でも引つ掛つておる前例が沢山ございます。法の体裁上から言つて、こういうことになくして、家畜の取引を業とする者とか何とかというふうに見える方が適切なんですか。そういうふうには立案された方は考へるかも知れませんが、一般から法文を解釈して行くと、そういうふうには解釈できない。実際において引つ掛つてしまふ、だからそういうふうにはつきり業とする者とか何とかというふうには直した方が私はよいと思ふ。

○衆議院議員(坂本實君) 只今の御指摘には、第二條におきましてはその点を明らかにしておるのであります。『家畜商』とは、次條の規定による免許を受けて、家畜の買賣若しくは交換又はそのあつ旋(以下「家畜の取引」と総称する)の業務を営む者」と規定しておりますので、只今の御心配はないので、只今の御心配はないのではないかと考えております。

○大島農夫雄君 一回じゃなくして、三回から五回に亘つてやつた場合には業務と見るのですかどうですか、三回ぐらゐやつた場合にはどうですか、五回ぐらゐやつた場合にはどうですか。

○衆議院議員(坂本實君) それを業務と見るか見ないかということは、その人の意思によりましておのずから決定するものだと思ひます。

○野野繁雄君 第三條の家畜商になろうとする者には自然人と法人とを含んでおるのかどうか。第十五條によつてみますと、法人も含んでおるようにも考えられますが、その点をお伺ひしたいと思ふのであります。それから手数料は千円を超えない範囲内において定めるといふことになつておりますが、大体どのくらいに決まればよいというお考えであるか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○衆議院議員(坂本實君) 家畜商になろうとする者は、それは個人、法人の範囲はどうかという御質問であります。その家畜商は廣く一般の人に成規の手續を踏んで、そうして統一のある家畜商の制度を作りたいと、こういうことでありますので、個人、法人を問はずそれができるといふふうには考へておるのであります。尚今の手数料の問題であります。これは現在に相当する区のようにありますので、條令等によつてこれを定めるのが妥當ではないかと、かように考へておるのであります。

○石川準吉君 第八條の「停止の効力は、全都道府縣に及ぶ」といふ、この全都道府縣という意味はどうですか。その地方長官の管轄する区域という意味ですか。それとも日本全國という意味ですか。

○説明員(伊藤嘉彦君) 最近たしか道路交通法が何かの改正がありまして、その中でこの第八條のような書き方の前例があるものでありまして、或る一縣の知事の免許を受けると、それが他の府縣にも通用する、こういう趣旨であります。

○門田定藏君 先刻大島氏から質問があつたと思ひますが、第十條の規定についてお尋ねしたいと思ひます。家畜商でなく家畜の取引の業務を営んだ者であります。これでは曖昧である。家畜商でなくして家畜取引の業務を営んで処罰された者は、ということをはつきりさせて置かないと、あとでこれは問題が起るのではないかと、思ひますが、どうお考えですか。家畜商でなくして家畜の取引の業務を営んで処罰された者といふことではないと、多くの中には、家畜商でなくして営む人が沢山おるのです。これを摘発して、これまでそういうことがあつた人はなれないといふようなことでは、この法律の提案の理由に反してはせんかと思ひます。提案者に一つお尋ねしたいと思ひます。はつきりして貰つて置かなければならぬと思ひます。

○岡田泉司君 第二條の家畜の範囲についてであります。ここでは牛、馬、豚、めん羊、及び山羊となつております。大体これだと思ひます。そこでこれを最近アンゴラ兎が相当飼育されるようになっておまして、特にこれの種鬼の分譲が盛んに行なわれておる。然るにその品質等が非常によろしくないものをどん／＼と流行に乗じて賣つておる者が現れておる。こういう者の取締りがなされ得ない状態になつておるのです。この法律に規定する

しないは別といたしまして、畜産局の方に置きまして、そういう場合における処置はどういうふうになつておるか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(山根東明君) 只今アンゴラの取引が相当多くなつて、これの扱い者を家畜商に限定するところまでは行かなくてはならぬけれども、何らか考へなければならぬと、こういう御趣旨のようになりまして、そういう御趣旨のようになれば、私共も実は最近におけるアンゴラの飼育が非常に盛んになつて参りまして、その間これはただ単に衛生の面からだけでなく、飼養者が主として農家であるといふような点等から、私共としましては、今後においてはその取扱についてお話のようになつておるに、何らか考へて行かなければならぬといふような案はつてもりましておるわけでありまして、具体的にこの扱い業者に免許制の規定を採用するとか、そこまで只今のところ考へておるわけでもない、御趣旨に副つて今後において何らかの取引が公正に行なわれますように処置したいと、かような考へをいたしておると思ひます。

○岡田泉司君 只今の畜産局長の御意見にもありますように、輸出の面からいひまして、それらの取締りが相当重要だと思ひます。そこでこれを提案された衆議院の方の方に伺ひたいのであります。その点におきまして、提案者の方ではどういふふうにお考えになつておるか、お伺ひしたいと思ひます。

○衆議院議員(坂本實君) 只今の段階におきましては、一應家畜といふものは、ここに列挙いたしました品種で一

應よいのではないか、というふうに考
えておられるのであります。只今御説があ
ります通り、將來或いはいろいろ情勢
の変化によりましては、更にこの品
目を追加する必要があるかと思ひます
が、只今のところは一應この程度で一
つ取り決めて置きたいと、かように考
えておるのであります。

○平沼彌太郎君 私も只今の点であつ
たのでございませうが、例えば兎、鶏と
いうようなものも相當に農家が普遍的
に飼育しておりますが、取引が大きい
と思うのですが、將來これを考慮す
るというお話でございませうから、それ
は別といたしまして、この法案の全般
に對してちよつと見ますと、只今の
提案説明でよく分りましたのですが、
今までフリーのものを急にこういふ
うに束縛して、殊に罰則が厳しいよう
であります。これで萎縮して、却つ
てこの方面の取引を不完全に殖えさ
せるような心配はないかどうか、戦争
中豚を檢査して屠殺するということの
ために、非常に遠くへ輸送しなければ
ならん、そのためにこの法律を恐れて
ないしに皆農家がお互に示し合はし
て、裏面的に屠殺を盛んにやつたので
あります。そういうふうな傾向を起す
心配はないかどうかというふうな憂え
もちよつと持ったのでありますが、一
体こういう厳しい法律にしていかにど
うか、その点を提案者にちよつと御説
明を願ひたい。

○衆議院議員（坂本實君） 只今の御意
見のように、いろいろこつこつと取
締りというか、制度を設けられませう
とは、いろいろ一長一短あると思ひま
す。併しながらこの法案の精神は、ど
こまでも機会均等に於ける。欠格條件が

ない者は、むしろなだたでもなつて貰
えるということにいたしておられます
で、その面におきまして、家畜商を営
みたいというふうな人は、進んで一つ
免許を受ける方向に指導して行くべき
である、かように考えておられる次第で
あります。

○岡田宗司君 ここに提出されてお
ります調査資料は十八縣だけでござい
まして、その家畜商の現在数が、この十
八縣全部で二万一千四百五十七、こ
うなつております。で恐らく全國にいた
しましたならばこれの倍以上にも上る
かと思ひますが、この家畜商
の中で、農業協同組合が営んでお
るものはどのくらいに上つてお
りますか、ちよつとお伺ひしたいと思
ひます。

○説明員（伊藤嘉彦君） この資料にあ
ります家畜商は、実は只今資料を詳し
く検討しておるひまがないのでありま
すので、多少間違ひがあると思ひま
すが、都道府縣からの報告でありま
して、都道府縣の場合、從來家畜商取
締り規則が、つい最近までありました
で、その場合には、農業協同組合が営
む場合には、家畜商として取扱つてお
りませんで、恐らくこの家畜商現在数
には、農業協同組合は入つておらな
いと思ひます。農業協同組合で
営業として、営むことは確かでない
ようになつてゐるので、農業協同組合
は、この法案におきまして、家畜の
取引の業務を営む、営利を目的として
行ふものではない、こういう考へ方
であります。

○門田定藏君 この法律によりま
す、從來は個人と個人との賣買は、禁
ぜられておつたかどうか知りませ
ん

が、今も聞きましたが、生産者と生産
者が直接賣買するのはかまわないので
すか、この法律がございしても……
○説明員（伊藤嘉彦君） 大要僭越であ
りますが、この解釈をする場合には、
生産者が生産したものを賣るといふこ
とは、これは取引の業務という、この
業務には當らないという考へでござ
いますので、家畜商というのではない、
こういう考へでおります。

○門田定藏君 そうすると、生産者が
家畜商でない生産者に賣る場合は、こ
の限りにあらずという條項を、これに
はつきり入れて置いて貰わんと、後日
よくない問題を起しおせんか、これま
では家畜商の手を経れば、賣買しては
ならんということにしてあつた。その
家畜商が、正しい家畜商ならばいい
が、不正な家畜商であつて、傷のある
ものをないと言つて騙して賣つたりし
た場合に、いろいろの問題が起る。個
人と個人との間の賣買はしてもいい
といふことを、こういう窮屈な法律がで
きるならば、はつきりこの中に挿入
して貰つた方がいいと思ひます。ただ
当局の解釈だけはいかんからし
て……

○大島農夫雄君 私もそれと思ひます。十
二條は一般人を処罰する規定ですか
ら、曖昧な解釈にならんように、こ
ういふときにはこういう処罰をするの
だといふことを、書かなければなら
ない。人を処罰する場合に、こんな曖
昧な規定を書いて、これはどう思ふか
らというので、処罰されては困るので
あるから、その意味においてこつこつ
と曖昧な文字を使わずに「業とした
者」といふような、はつきりした言葉
を使つて貰ひたい。そうでないと、問

違ひを起すので申上げて置きます。
○説明員（伊藤嘉彦君） この法案にあ
ります業務という言葉でありますが、
第十二條の關係、第十條との照應の關
係からいたしまして、繼續的な意思を
以て、営利の目的を以て営む場合を指
すものである。こういうふうに解釈で
きることと思ひます。

○大島農夫雄君 それは絶対にできな
い。「業務」とすればいいのです。業務
と「業」とすればいいのです。業務と
いうことがあれば、業の一つをやつた
のもやはり業務です。例えば一回で
も賣る人から鞍を儲けて、買ひ人に賣
るといふことは一つの業務になる。営
利を目的として一回でもやれば、業務
になつてしまふ。営利が目的でなく
て直接生産者から買つたという場合は、
これはそれでいいが、中間に入つて営
利を目的として、そういうことをやれ
ば、これはやはり一つの業務になる。
一回でも処罰されてしまふといふこと
になる。そういうことのないように、
そこをはつきりして貰わんと困る。業
務とそうでないといふことは、そこが
違ふ。鞍を儲けるか、儲けないかとい
ふことによつて違つて来る。そこをは
つきりしないことには……

○委員（橋見義雄君） その点はど
うでしようか。司法省あたりからはつ
きり解釈を聴いて、若し司法省の方で
今の大島さんの心配されておるような
解釈が、これから出るということであ
れば、趣旨はそれでいいといふことであ
れば、その趣旨に副うような法の改正
をする必要があるし、司法省の解釈が
業務というのとは集團且つ繼續的にや
るものを言ふのだと、こつこつと解釈
すれば、これはもう司法省の解釈は尊重

した方がいいと思ひますから、それは
司法省の解釈を俟つことによつて、こ
れを決定する。こつこつと速記をし
たらどうでしようか。ちよつと速記を止
めて。
〔速記中止〕
○委員（橋見義雄君） 速記を始め
て下さい。
それでは本日はこの程度で散會しま
して明日は午前十時から開會いたしま
す。

午後二時一分散會
出席者は左の通り。
委員長 楠見 義男君
理事 岡田 宗司君
平沼彌太郎君
石川 準吉君
藤野 繁雄君
委員 大島農夫雄君
門田 定藏君
北村 一男君
高橋 啓君
星 一君
加賀 操君
徳川 宗敬君
板野 勝次君
國井 淳一君
衆議院議員 小笠原八十美君
農林委員長 野原 正勝君
坂本 實君
政府委員 山根 東明君
説明員 農林事務官 伊藤 嘉彦君
農政課長 齋藤 謙吉君

五月二十五日本委員会に左の事件を付託された。

一、家畜商法案(業)

家畜商法案

家畜商法

(この法律の目的)

第一條 この法律は、家畜商について免許制度を実施することにより家畜の取引の公正を確保することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「家畜」とは、牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいい、「家畜商」とは、次條の規定による免許を受けて、家畜の賣買若しくは交換又はそのあつ施(以下「家畜の取引」と総称する。)の業務を営む者をいう。

(免許)

第三條 家畜商にならうとする者は、千円をこえない範囲内で省令で定める手数料を納めて、その住所を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

都道府県知事は、前項の免許の申請があつたときは、その者が次條各号の一に該当する場合を除き、遅滞なく免許を與えなければならない。

(免許を與えない場合)

第四條 左の各号の一に該当する者には、前條の免許を與えない。

- 一 禁治産者又は準禁治産者
- 二 この法律又は家畜傳染病予防法(大正十一年法律第二十九号)に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終つた日又は執行を受けないことが確定した

日から一年を経過しない者
三 第七條第一項又は第二項の規定による免許の取消(家畜商からの申請によるものを除く。)があつた日から二年を経過しない者。但し、本條第一号に該当するため取り消された者であつて同号に該当しなくなつたものを除く。

第五條 都道府県に家畜商名簿を備え、家畜商の免許に関する事項を登録する。
(登録及び免許証の交付)
第六條 第三條の免許は、家畜商名簿に登録することによつて與えられる。

都道府県知事は、第三條の免許を與えたときは、家畜商免許証を交付する。
(許免の取消及び業務の停止)
第七條 家畜商が第四條第一号若しくは第二号に該当するとき、又は家畜商から申請があつたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

家畜商が左の各号の一に該当するときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。
一 第十一條の規定に違反したとき。

二 正当の事由がなくて引き続き一年以上家畜の取引をしないうとき。
都道府県知事は、前項の規定による処分しようとするときは、当該家畜商に対し、あらかじめ期

日及び場所を通知して、聴聞をしなければならない。当該家畜商は、聴聞の場所において意見を述べ、及び証拠を提出することができ。

(免許等の効力)
第八條 第三條の免許及び前條の免許の取消又は業務の停止の効力は、全部道府県に及ぶ。
(免許の申請手続等)
第九條 第三條から前條までに規定するものの外、免許の申請、家畜商名簿の登録、訂正及びまつ消並びに免許証の交付、書換交付、再交付及び返納については、省令で定める。

(家畜の取引業務の制限)
第十條 家畜商でなければ、家畜の取引の業務を営んではならない。
(免許証の呈示)
第十一條 家畜商は、家畜の取引をするときには、家畜商免許証を携帯し且つ、取引の相手方の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(罰則)
第十二條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第十條の規定に違反して、家畜商でなくて家畜の取引の業務を営んだ者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて、家畜商の免許を受けた者
第十三條 第七條第二項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十四條 第十一條の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない期間内において政令で定める。

2 この法律施行の際現に家畜の取引の業務を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日間、第十條の規定にかかわらず、家畜の取引の業務を営むことができる。

3 前項の者が同項の期間内に第三條の規定による免許を申請した場合において、これについて許可の決定があるまでの期間についても、また同様とする。

五月二十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、酪農事業資金の融資に関する諸願(第百三十七号)

第百三十七号 昭和二十四年五月二十二日受理

酪農事業資金の融資に関する諸願

請願者 北海道紋別郡生田原村

紹介議員 堀末治君

北海道紋別郡生田原郡は、戸数が四百戸あるが、農耕地一千五百町歩にすぎないので、約六箇月間の積雪期を利用

して森林が働を行つて、漸く生活を維持してきたが、木材業者の事業縮小等のため四百戸の農家は、農業の経営上重大な路に立つてゐるので、同村では、これを救済して、農業不動の基盤を確立するため、戦争中労力によつて他に賣り渡した乳牛を還元導入するとともに、その頭数を増加して、農業の振興を図る計画を樹てたから、右に要する事業資金一千万円を融資せられたとの諸願。

昭和二十四年六月十七日印刷

昭和二十四年六月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局